

会社更生等による債務免除等があった場合の  
欠損金の損金算入に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表七(二)  
平十八・四・一以後終了事業年度分

I 更生欠損金の損金算入に関する明細書

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1	円	債務免除等による利益の内訳	純評価益の額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6	円	
	私財提供を受けた金銭の額	2			計 (1) + (2) + (3) + (6)	7		
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3			欠損金額の計算	適用年度終了の時に 前の事業年度から繰り越された欠損金額	8	
	資産の評価益の総額	4			欠損金又は災害損失金の額 (別表七(一)「1の計」)	9		
	資産の評価損の総額	5			差引欠損金額 (8) - (9)	10		
					当期控除額 ((7)と(10)のうち少ない金額)	11		

II 民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	12	円	債務免除等による利益の内訳	欠損金額の計算	適用年度終了の時に 前の事業年度から繰り越された欠損金額	18	円
	私財提供を受けた金銭の額	13			欠損金又は災害損失金の額 (別表七(一)「1の計」)	19		
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	14			差引欠損金額 (18) - (19)	20		
	資産の評価益の総額 (別表十四(三)「13」)	15			所得金額差引計 (別表四「36の①」)	21		
	資産の評価損の総額 (別表十四(三)「24」)	16			当期控除額 ((17)、(20)と(21)のうち少ない金額)	22		
	計 (12) + (13) + (14) + (15) - (16)	17						

III 民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	23	円	債務免除等による利益の内訳	欠損金額の計算	適用年度終了の時に 前の事業年度から繰り越された欠損金額	27	円
	私財提供を受けた金銭の額	24			欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「2の計」)	28		
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	25			差引欠損金額 (27) - (28)	29		
	計 (23) + (24) + (25)	26			所得金額 (別表四「36の①」 - (28))	30		
					当期控除額 ((26)、(29)と(30)のうち少ない金額)	31		

## 別表七（二）の記載の仕方

### 1 更生欠損金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、法人が法第59条第1項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「適用年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額8」欄には、当期の別表五（一）の「期首現在利益積立金額①」の「差引合計額31」に記載されるべき金額がマイナス（△）である場合のその金額を記載します。なお、当該法人が連結親法人である場合、前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された令第9条の2第1項第1号へ（連結利益積立金額）に規定する個別欠損金額を含めて記載します。

### 2 民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、法人が法第59条第2項（民事再生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定の適用を受ける場合（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）に記載します。
- (2) 「適用年度終了時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額18」欄には、当期の別表五（一）の「期首現在利益積立金額①」の「差引合計額31」に記載されるべき金額がマイナス（△）である場合のその金額を記載します。なお、当該法人が連結

親法人である場合、前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された令第9条の2第1項第1号へ（連結利益積立金額）に規定する個別欠損金額を含めて記載します。

### 3 民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、法人が法第59条第2項（民事再生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定の適用を受ける場合（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）に記載します。
- (2) 「適用年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額27」欄には、当期の別表五（一）の「期首現在利益積立金額①」の「差引合計額31」に記載されるべき金額がマイナス（△）である場合のその金額を記載します。なお、当該法人が連結親法人である場合、前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された令第9条の2第1項第1号へ（連結利益積立金額）に規定する個別欠損金額を含めて記載します。

- 4 この明細書には、法第59条第1項に規定する更生手続開始の決定があったこと又は令第117条各号に掲げる事実が生じた旨を証する書類その他規則第27条（会社更生等により債務の免除を受けた金額等の明細等に関する書類）に規定する書類を添付する必要があります。